

第3条許可申請必要書類

- ◆ 申請書 { 申請書（様式1—1）・・・2部
続紙（様式1—2・様式1—2—1）・・・1部

- ◆ 添付書類・・・各1部

- ※ 農地所有適格法人が譲受人の場合、様式1—2—2（別紙）を提出してください。
※ 競売農地の買受適格証明願が必要な場合は、上記の書類の他に買受適格証明願の申請書2部が必要です。
※ 証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

1	土地全部事項証明書 （法務局発行・原本）	・申請人（譲渡人）が所有名義人と異なる場合は、所有者であることを証する書面（戸籍謄本・住民票抄本等） ・甲区欄に譲受人以外の <u>所有権移転請求権仮登記</u> がされている農地については、仮登記の抹消または承諾書（印鑑証明書添付）を添付
2	案内図	・譲受人が市内の場合は申請地の位置等がわかり、目印となる施設等がわかるもの。（住宅地図等） （譲受人が市外の場合は、市内の場合に加え、住居から申請地までの通作距離及び時間・経路を記入したもの）
3	住民票抄本	・譲受人が市外居住者の場合 ・譲渡人の住所が、 <u>全部事項証明書の住所と異なる場合</u>
4	委任状	申請時、窓口に来られない全員の委任状
5	耕作証明書	譲受人が市外の場合、所在を有する市町村農業委員会が発行するもの
6	土地名寄帳の写し	経営移譲等の場合（資産税課発行）
7	営農計画書	新規就農の場合
8	土地所有者の同意書	貸借権等に基づき耕作等を行う者が、その農地の賃借権・使用貸借権を移転する場合
9	その他	農業委員会が提出を求めた書類
【譲受人が法人】の場合は上記の他に下記の書類が必要です。		
イ	履歴事項全部証明書	
ロ	定款・寄付行為又は規約	裏書・・・代表者又は行政書士が原本と相違ない旨証明
ハ	組合員名簿等	

太田市農業委員会〔エアリスアグリ〕
住 所：太田市新田反町町879番地
電 話 0276-20-9715
FAX 0276-57-4573

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会にご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については3条許可のほかに農用地利用集積等促進計画（農地中間
管理事業の推進に関する法律）に基づく方法もあります。その際の受付窓口は農業政策課です。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）

近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較し判断します。また、効率的に耕作するために必要な次の要素等を満たしている必要があります。（経営規模や作付作物等を考慮）

- ①必要な機械（農機具）を所有（確保）している。
- ②農作業等に従事する労働力を有している。
- ③農作業等に従事する技術を有している。

- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※農地所有適格法人の要件を満たさない場合でも、解除要件付きでの貸借であれば許可を受けられる場合があります。

- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

その地域における農業経営の実態からみて通常農業経営を行う者が自ら従事すると認められるものをいい、原則としてその日数が年間150日以上であることが必要となります。

- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

水利調整に参加せず、他の農業者の農業水利が阻害されたり、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用し、無農薬栽培等が事実上困難となるなど、農地利用に影響を与えないことをいいます。

第3条許可事務の流れ

申請者の方の流れ

申請についての相談

- ※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

申請書の記入
必要書類の入手

- ※ 申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。
なお、記入にあたっては記入例をご参照ください。

申請書提出前の再確認

- ※ 別紙「第3条許可申請必要書類」をご覧ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

- ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加記入や追加書類の提出まで審査が保留となる場合や、それらにより不許可となる場合もあります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

- ・ 申請の受付は毎月1日～10日です。
(1日・10日が閉庁日のときは、直後の開庁日)
- ・ 申請書提出時には添付書類を完備してください。

農業委員会等の流れ

- ※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。
- ※ 農業委員会定例総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

申請内容の審査

農業委員会定例総会

許可書の交付

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

- ・ 太田市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。